沖縄等の戦没者遺骨収集を迅速に進めることを求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍民の区別なく沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されている。

中でも、糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。

同地域では、沖縄戦で犠牲となった将兵や住民の遺骨が残されており、戦後 76年が経過した現在も、遺族やボランティアによる戦没者の遺骨収集が行わ れている。

さきの大戦で犠牲になった多くの戦没者の尊厳や遺族、関係者の思いを考慮 すれば、遺骨の収集が最優先されなければならない。また、戦没者の遺骨が入 った土砂を埋立てに使用することは、許されるものではない。

したがって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を迅速に進める ことを強く要望する。

記

日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

高槻市議会